

一、 争議發生原因
 二、 争議發生年月日
 三、 争議解決の経緯
 四、 争議解決の経緯
 五、 争議解決の経緯
 六、 争議解決の経緯
 七、 争議解決の経緯
 八、 争議解決の経緯
 九、 争議解決の経緯
 十、 争議解決の経緯

組員 謝騰會福岡出張所

法財團 協調會福岡出張所

四日には最早皆無となり、且つ同日支拂ふべき賃金の支拂も爲さざる状態にて、稼働者一同の不安甚しく尙數回に亘り右調停者より白米の支給を受けつゝ、善後策協議中遇々二十八日朝坑主が歸來したので、日本石炭坑夫組合指導の下に同日次の要求書を提出せり。

十、要求事項並に経過

要 求 書

- 1、前回争議解決條件を實行せられたし
- 2、不拂賃金（三百二十二圓五十錢）即時支拂はれたし
- 3、他坑への轉坑料を支給せられたし
- 4、休業中の日給並に費用を支給せられたし
- 5、本炭坑を他人に譲渡する場合は貸金（約千五百圓あり）を棒引すること。